

議案第 13 号

山都町飲料水供給施設等の設置及び管理に関する条例の制定について
山都町飲料水供給施設等の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

山都町長職務代理者

山都町副町長 榎林 力也

(提案理由)

本町内における簡易水道事業施設と飲料水供給施設等の設置及び管理については、現在、山都町簡易水道等事業の設置に関する条例（平成 18 年山都町条例第 19 号）及び山都町簡易水道等事業給水条例（平成 18 年山都町条例第 20 号）において定めているところです。

令和 6 年 4 月 1 日から、簡易水道事業についても地方公営企業法を全部適用することとして公営企業会計に移行することに伴い、関係条例を整備するにあたり、簡易水道事業を除いた飲料水供給施設等の設置及び管理については、新たに山都町飲料水供給施設等の設置及び管理に関する条例において定める必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町飲料水供給施設等の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長職務代理者 山都町副町長

山都町条例第 号

山都町飲料水供給施設等の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 町は、飲料水の安定供給を図るため、飲料水供給施設等を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲料水供給施設 給水人口が50人以上100人以下である水道をいう。
- (2) 小規模水道施設 給水人口が50人未満である水道をいう。
- (3) 飲料水供給施設等 飲料水供給施設及び小規模水道施設をいう。
- (4) 公共施設 給水区域内における自治公民館又は集会施設（消防団詰所を含む。）をいう。
- (5) 利用者 飲料水供給施設等から供給される水道（公共施設の水道を除く。）を利用する者をいう。
- (6) 利用者団体 各給水区域内における利用者全体をいう。
- (7) 維持管理費用 飲料水供給施設等から供給される飲料水の水質検査及び塩素消毒に要する費用をいう。

(名称、給水区域及び利用料金)

第3条 飲料水供給施設等の名称、給水区域及び利用料金は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	給水区域	利用料金（1月当たり）
島木地区飲料水供給施設	峰	300円

越ノ尾地区飲料水供給施設	越ノ尾	400円
菅囲地区小規模水道施設	菅囲	200円
下鶴地区小規模水道施設	下鶴、山中	300円
津留地区小規模水道施設	津留	200円
笈石地区小規模水道施設	笈石	400円
津留本村地区小規模水道施設	津留本村	200円
葛原地区小規模水道施設	葛原	400円

(管理)

第4条 町及び利用者団体は、飲料水供給施設等を適正に管理しなければならない。

(利用料金の徴収)

第5条 町は、維持管理費用の財源に充てるため、利用者（公共施設の利用者を除く。）から利用料金を徴収する。

2 利用者団体の責任者は、各月分の利用料金を毎年度一括して、その総額を、町に納入するものとする。

(維持管理費用の負担)

第6条 町は、前条第2項の規定により町に納入された利用料金の総額が同条第1項の維持管理費用の財源として不足を生ずる場合は、利用者団体に対して、当該不足する額について追完を求めることができる。

(修繕に要する費用の分担)

第7条 飲料水供給施設等の軽微な修繕に要する費用は、利用者団体が負担するものとする。

2 前項の場合を除くほか、飲料水供給施設等の修繕に要する費用の額が5万円を超えるときは、町は、当該修繕に要する費用の額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）を負担するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(山都町簡易水道等事業の設置に関する条例及び山都町簡易水道等事業給水条例の廃止)

第 2 条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 山都町簡易水道等事業の設置に関する条例（平成 18 年山都町条例第 19 号）
- (2) 山都町簡易水道等事業給水条例（平成 18 年山都町条例第 20 号）